

篠山市入札監視委員会議事録概要書
(平成 27 年度 第 2 回)

開催日	平成 28 年 1 月 8 日 (金)	
開催場所	篠山市役所本庁舎 301 会議室	
出席委員	委員長 東 泰弘 委員 松本 幸一 山内 猛史	
審議対象期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日	
抽出案件	総件数 6 件	(備考)
一般競争入札	2 件	市長部局 指名競争入札 2 件 随意契約 2 件
指名競争入札	2 件	教育委員会 一般競争入札 2 件
随意契約	2 件	
委員からの意見・質問	<ol style="list-style-type: none"> 1. どのような基準で制限付一般競争入札の参加業者基準を定めているのか。 2. 制限付一般競争基準の参加業者基準は案件ごとに設定しているのか。 3. 市内業者が参加する特別建設共同企業体との契約の所在地が市外になっているのはどうしてか。 4. 低入札価格調査基準価格を下回った際の契約審査会は 1 日で済みますのか。 5. 市役所第 2 庁舎の建具工事は落札率が高いが、県内業者は指名した 4 者しかないのか。 6. 市外の電子入札対応業者数が少ない。 7. 指名理由に施工実績や設備の熟知度が挙げられているが客観的に公平性を確保できているのか。 8. 本来なら制限付一般競争入札で執行すべき価格帯の工事が指名競争入札で執行されている。 9. 随意契約で予定価格と契約価格が同じということがありえるのか。 10. 合丁場となる案件を随意契約で発注しているが工期についてどうなったか。 11. 学校関係の施設での工事であるが、施工中の施設利用について問題はなかったか。 12. 合丁場で別工事を発注しているが、当初の施工範囲につ 	

	<p>いて、判断は適切だったのか。</p>
<p>委員からの意見・質問に対する回答</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市内業者を優先する地域要件をつけ、指名競争入札の選考基準を準用している。 2. 参加業者基準は案件ごとに指名競争入札の選考基準を準用する等で定めている。 3. 特別建設共同企業体との契約の場合、相手方の所在地は代表構成員の所在となる。 4. 入札参加資格の決定などの際に、同一委員で構成される審査会を経ているため、工事内容などはすでに理解されているため、1日の開催としている。 5. 建具工事を取引希望業種として市に申請しているのは県内では4者のみとなる。 6. ホームページで呼びかけるなどしているが、市内業者中心の発注としていることから登録が少ない状態になっていると思われる。 7. 施工実績については、兵庫県や丹波市に確認した。 8. 早急に契約まで進める事、また取扱い業者が市外の限られた業者となる事などの理由から、参加者が不確定な制限付一般競争入札ではなく、施工可能な業者に入札を確実に伝えられる指名競争入札を採用した。 9. 入札が何度も中止となっている案件では、予定価格を示さずに見積価格を提示してもらっているが、見積価格が予定価格を超えている時は、予定価格を示さずに交渉し見積価格を徐々に下げてもらっている。一度に下げてもらえれば同一価格ということは起こりにくいですが、案件によってはこのようなことになる。業者にとって好ましい案件ではないと思われる案件で、地元のためにと契約に応じてくれているものと考えている。 10. 本体工事の工期内で施工している。 11. 工事担当課から関係各所へは周知しており、施設利用について問題は生じていない。 12. 施工してみないとわからない部分について、追加工事が発生した。
<p>委員会による意見具申又は勧告の内容</p>	<p>抽出案件については、すべて適切に執行されている。</p>